



長野労働局発表（31 - 44）
令和元年10月8日

担 当	長野労働局労働基準部	
	健康安全課長	松下 耕治
	健康安全課長補佐	岸田 信一
	TEL	0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 5 4
	FAX	0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 9 1

はしごや脚立からの墜落に注意してください ～平成30年は約100人の労働者が被災しています～

長野労働局（局長 なかはら まさひろ 中原 正裕）は、昨年、長野県におけるはしごや脚立（以下「はしご等」といいます。）からの墜落災害による休業4日以上^の死傷者数（以下「死傷者数」といいます。）が100人近くに上り、業種に関わらず発生しており、過去10年で最多となったこと、また、9月には、はしごからの墜落による死亡労働災害が約4年ぶりに松本労働基準監督署管内の事業所で発生したことを踏まえて、はしご等からの墜落に十分に注意していただき、安易に高所作業を行うことなく、墜落防止措置を講じた上で作業いただくよう、広く呼び掛けています。

労働災害の発生状況や墜落防止対策の概要は次のとおりです。

1 はしご等からの墜落災害の発生状況

平成30年における長野県内でのはしご等からの墜落による死傷者数は97人で、過去10年で最多となりました。また、この死傷者数は、墜落による労働災害の死傷者数355人の27.3%、全ての労働災害の死傷者数2,120人の4.6%に当たり、県内で発生した労働災害の中で大きな割合を占めています。

今年（8月末時点）も、同死傷者数は62人（昨年同期61人）と多発しており、9月27日には、はしご等からの墜落による死亡災害が約4年ぶりに発生しました。

なお、昨年、全国における同種労働災害による死傷者数は4,716人で、墜落による労働災害の死傷者数21,221人の22.2%、全ての労働災害の死傷者数127,329人の3.7%に当たります。

2 はしご等からの墜落災害の防止対策

はしご等からの墜落災害を防止するためには、主に以下の点に注意してください。

はしご等の使用前に、はしご等の使用が避けられない作業なのか検討すること

はしごの転位防止措置（接地面やはしご上部の固定等）を講じること

墜落防止用のヘルメット（衝撃吸収材が入っているもの）を着用すること

高さ2 m以上の作業時には、墜落制止用器具（安全帯）を着用すること

はしご等の購入時に附属している取扱説明書等による教育を行い、誤った使用方法の防止等の安全な使用を徹底すること（特に、説明書中の「危険」、「警告」や「注意」のマークが付いた事項については、必ず守るように教育すること）

【添付資料】

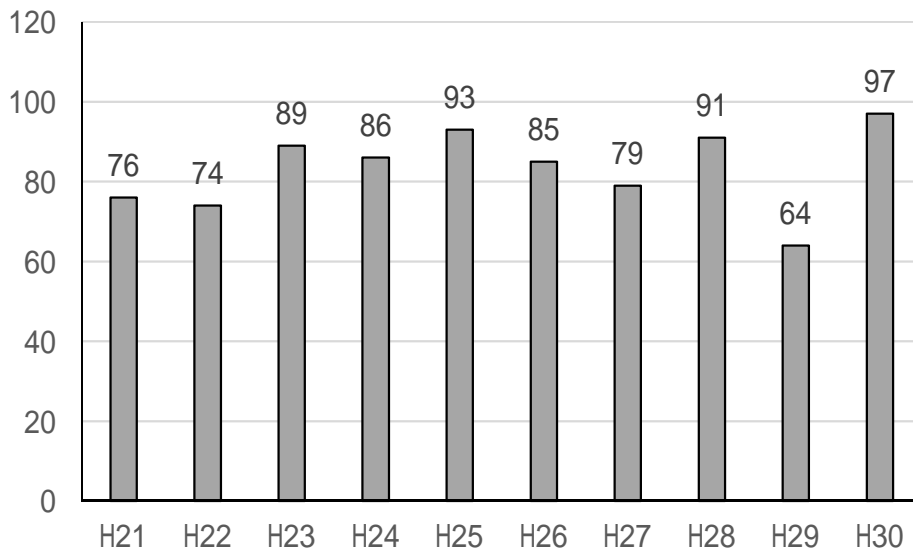
資料1 長野県におけるはしごや脚立からの墜落災害の発生状況

資料2 はしごや脚立からの墜落災害の防止対策

長野県におけるはしごや脚立からの墜落災害の発生状況

死傷者数及び死亡者数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
死傷者数	76	74	89	86	93	85	79	91	64	97
死亡者数	1	1	2	1	3	0	1	0	0	0



主な死亡災害事例

業種	発生状況の概要
旅館業	ホテル駐車場で脚立を用いて樹木の剪定作業中に、脚立が倒れて墜落した。
旅館業	大浴場脱衣所で脚立を用いて天井裏の換気扇を清掃している作業中に、脚立から墜落した。
小売業	スライド式のはしごを用いて社屋の鳥の巣を撤去している作業中に、当該建物に立てかけていたはしごのロック機構が外れ、上段はしごが下方にスライドしたため墜落した。
教育・研究業	小学校校庭で三脚脚立を用いて樹木の剪定作業中に、脚立から墜落した。
官公署	観光施設内で移動はしごを用いて樹木の除伐作業中に、はしごから墜落した。
農業	出張作業先の庭で、はしごを用いて樹木の剪定作業中に、はしごから墜落した。
その他の事業	屋根の雪おろしをするため、屋根にかけたはしごを昇っていたところ、はしごが滑って墜落した。

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落防止用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

統計資料

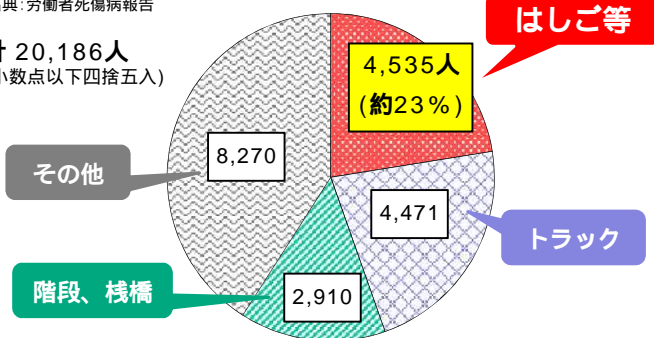
「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

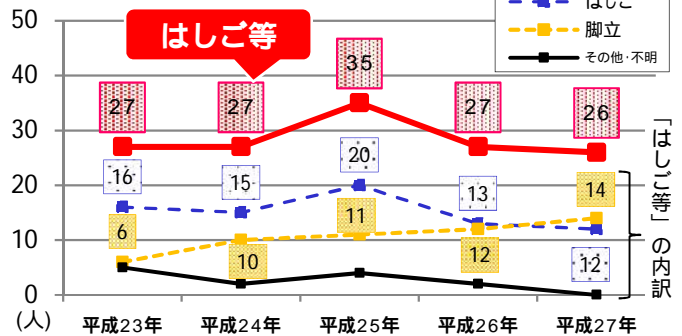
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)



毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

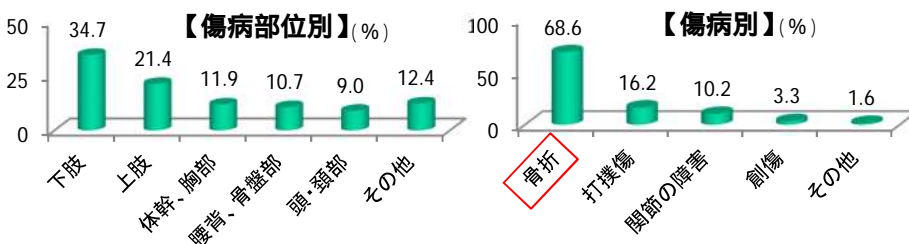
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

№1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。



脚立

№1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

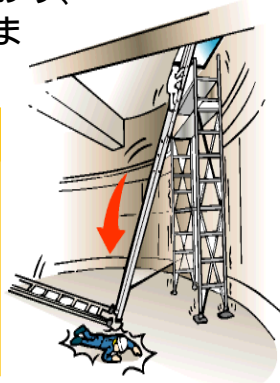


№2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



№2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（ ）がとりやすい。



№3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



№3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



() 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー
(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？ ()

() 足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置(手すり等)を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
 はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか
 (固定できない場合、別の者が下で支えているか)
 足元に、滑り止め(転位防止措置)をしているか
 はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
 はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
 安全

立てかける位置は
 水平で、傾斜角75°、
 突き出し60センチ
 以上となっている
 ことを確認



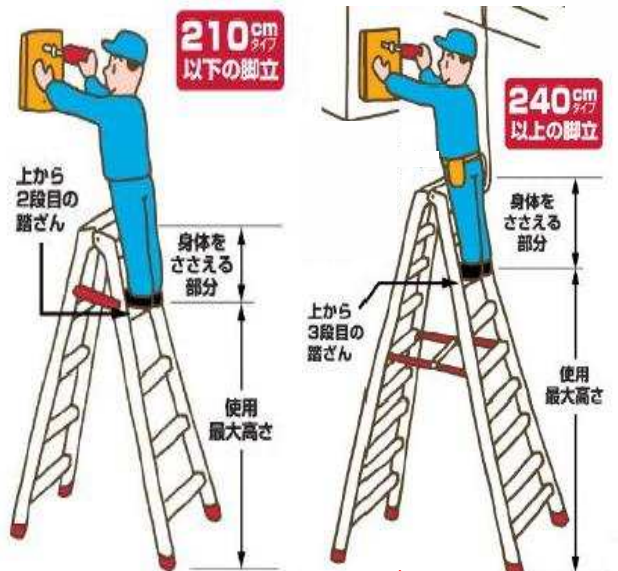
しっかり
 固定!

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない
 高所作業」中央労働災
 害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



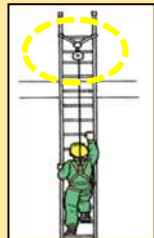
高さ2 m以上での作業時は、
 ヘルメットだけでなく
 安全帯も着用しましょう!

軽金属製品協会
 (無断転用禁止)

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

(安全ブロック
 (ストラップ式の
 墜落防止器具))



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

